公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３５０号
川崎市川崎区浅田２丁目17番15号　福本荘
債務者　土田　寅二
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　篤志
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
川崎市宮前区東有馬５丁目29番29号　シャルムＢ―102、前住所川崎市宮前区東有馬３丁目19番３―205号　光栄マンション
債務者　福島　里美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
川崎市多摩区登戸1360番地１　ベルビュー向ヶ丘312、前住所川崎市多摩区中野島５丁目16番７―306号
債務者　若杉　典明（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
神奈川県座間市東原２丁目12番19―102号　Ｈ．Ｉヴィレッジ
債務者　廣田　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　友彦
4　破産債権の届出期間　平成23年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７１１号
横浜市港北区小机町380番地10　エクセルマンションマロニエ206
債務者　斎藤　眞一
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１２号
横浜市港北区小机町380番地10　エクセルマンションマロニエ206
債務者　斎藤　洋美
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２８号
横浜市神奈川区羽沢町1765番地２　パラシオン羽沢403号
債務者　津谷知江子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３４号
埼玉県新座市栗原３丁目４番21号
債務者　大倉　隆重
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７４号
横浜市戸塚区川上町497番地　県営川上団地２棟101号
債務者　大渕　　實
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関本　和臣
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６７５号
横浜市戸塚区川上町497番地　県営川上団地２棟101号
債務者　大渕富士江
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関本　和臣
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
富山県高岡市下麻生464番地
債務者　窪田　好晃
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越後　雅俊
4　破産債権の届出期間　平成23年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３７号
熊本県宇土市築籠町127番地１
債務者　内田　　貞
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　法子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目９番４号
債務者　菊池　昌之
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部